

「広島市地域防犯カメラ設置補助金」 関係要綱・要領

- 広島市地域防犯カメラ設置補助金交付要綱
- 広島市地域防犯カメラ設置補助事業管理運用要領

広島市地域防犯カメラ設置補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域の自主的な防犯活動を補完し、犯罪の起こりにくい安全なまちづくりに向けた地域の自主的な取組を支援するため、広島市地域防犯カメラ設置補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、広島市補助金等交付規則（昭和36年広島市規則第58号）に定めるもののほか、必要な事項について定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次の各号に定めるものとする。

- (1) 防犯カメラとは、不特定多数の者が利用する道路等の公共空間を撮影対象とし、不審者や街頭犯罪を抑止することを目的として特定の場所に常設し、常時撮影する機能及び録画する機能を有する機器並びにその他関連機器で構成されるものをいう。
- (2) 町内会・自治会とは、一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体をいう。（連合町内会等連合組織を含む。）
- (3) 防犯組合とは、地域において犯罪の予防と住民の安全を目的として活動している地域団体で、小学校区又は地区単位の防犯組合及び防犯組合連合会をいう。

(補助対象者)

第3条 防犯活動を行っている町内会・自治会、防犯組合、地区（学区）社会福祉協議会とする。

(補助対象経費)

第4条 補助対象経費は、防犯カメラの設置に要する次に掲げる費用とする。

- (1) 防犯カメラの機器購入費用（パーソナルコンピュータ及びモニターを除く。）及び設置工事費用
 - (2) 防犯カメラの設置を示す看板設置費用
- 2 保守費用、修理費用、電気料金等の維持管理費並びに機器等の移設及び撤去にかかる経費は補助対象としない。

(機器の機能)

第5条 防犯カメラは、別表に定める機能を有するものとする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、予算の範囲内において、防犯カメラ1台につき補助対象経費の4分の3以内の額とし、30万円を限度とする。

2 前項に定める補助金の額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(事前協議)

第7条 申請者は、あらかじめ所定の事前協議申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

- (1) 団体調査票（様式第2号）
- (2) 防犯カメラの設置が申請団体の総会等により決定したことを証する書類
- (3) 防犯カメラの設置場所及び撮影範囲を示した図面
- (4) 見積書（様式第3号）（2者以上から、機器の仕様を同程度として取得した各見積書。ただし、やむを得ない事由により2者以上から見積書を取得できないときは、この限りでない。）
- (5) 団体規約及び役員名簿

(補助金の交付の内示)

第8条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査のうえ補助対象団体を決定し、所定の内示書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の場合において、必要があるときは、申請に係る事項につき修正を加えて内示することができる。

3 市長は、第1項の審査により補助対象団体とならなかった団体に対しても、その旨を通知するものとする。

(補助金の交付の申請)

第9条 前条の規定による補助金の交付の内示を受けた者は、所定の交付申請書(様式第5号)に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

- (1) 防犯カメラの設置場所及び撮影範囲を示した図面
- (2) 設置する防犯カメラのカタログやシステム構成図等の資料
- (3) 設置する場所の所有者等の権利者から、同意又は許可が得られていることを証する書類
- (4) 地域防犯カメラ設置事業収支予算書
- (5) 契約業者からの見積書(様式第3号)
- (6) 地域防犯カメラ管理運用規程
- (7) 管理運用責任者及び操作取扱者届出書
- (8) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付の決定)

第10条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、速やかに、補助金の交付を決定し、所定の交付決定通知書(様式第6号)により申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の場合において必要があるときは、補助金の交付の申請に係る事項に修正を加えて補助金の交付を決定することができる。
- 3 市長は、第1項の規定による審査により、補助金を交付することが不適当と認めるときは、速やかに交付しない旨を決定し、申請者に通知するものとする。

(補助金の交付の条件)

第11条 市長は、補助金の交付の決定をする場合には、次の条件をつけるものとする。

- (1) 別に定める広島市地域防犯カメラ設置補助事業管理運用要領を遵守すること。
- (2) 防犯カメラ設置者は、防犯カメラを設置した日から廃止する日までの間は当該防犯カメラを適切に維持管理し、運用しなければならない。
- (3) 防犯カメラを設置した後に、防犯カメラを廃止又は設置場所を変更しようとする場合においては、所定の設置変更・廃止申請書(様式第7号)を市長に提出し、承認を受けること。
- (4) 防犯カメラを設置した日から6年の間に、防犯カメラを廃止又は設置場所を変更した場合には、交付した補助金の全部又は一部の返還に応ずること。
- (5) 防犯カメラを廃止又は設置場所を変更する場合は、責任を持って当該設置場所を原状復旧すること。
- (6) 防犯カメラ設置者は、第4条に規定する設置工事等について、次の各号のいずれかに該当する者にその全部又は一部を委任し、又は請け負わせないこと。
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)及び同条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)
 - イ 広島県暴力団排除条例(平成22年広島県条例第37号)第19条第3項の規定による公表が現に行われている者(以下「広島県公安委員会公表者」という。)
 - ウ 暴力団、暴力団員又は広島県公安委員会公表者と密接な関係を有する者

(補助金の交付)

第12条 補助金は、第10条第1項の交付決定通知を受けた者(以下「防犯カメラ設置者」という。)に対し、原則概算払により交付する。

(関係書類の整備)

第13条 防犯カメラ設置者は、防犯カメラの設置に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を整備し、設置完了後6年間保管しておかななければならない。

- 2 市長は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため、必要があるときは、前項の書類、帳簿等

を検査することができる。

(実績報告等)

第14条 防犯カメラ設置者は、防犯カメラの設置が完了した日又は支払が完了した日のいずれか遅い日から10日以内に所定の実績報告書兼精算書(様式第8号)に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 設置した防犯カメラにより撮影された画像
- (2) 設置後の現況写真
- (3) 地域防犯カメラ設置事業収支決算書
- (4) 領収証書その他の収支の事実を証する書類又はその写し
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 防犯カメラ設置者は、補助金の精算に当たり過金を生じたときは、速やかにこれを返納しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第15条 市長は、前条の規定による提出を受けた場合において、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、防犯カメラ設置の実績が補助金の交付の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、所定の確定通知書(様式第9号)により防犯カメラ設置者に通知するものとする。

2 市長は、前条の規定による提出を受けた場合において、防犯カメラ設置の実績が補助金の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、これに適合させるための措置をとるべきことを防犯カメラ設置者に命じ、又は当該補助金の全部若しくは一部を取り消し、当該取り消しに係る補助金の返還を命ずるものとする。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和元年5月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第5条関係）

区分		仕様
撮影機能	有効画素数	200万画素以上
	作動時間等	夜間も人物等が特定できる撮影ができること。 (動体検知も可)
録画機能	録画可能時間	7日間以上（動体検知の場合は7日以上）
	1秒間の記録間隔	4コマ以上
	記録画像サイズ	1,920×1,080画素以上
	記録媒体	画像記録媒体を備えること。外部記録媒体に画像が複写できること。

広島市地域防犯カメラ設置補助金事前協議申請書

令和 年 月 日

広島市長

住所 _____

団体名 _____

代表者（役職・氏名） _____

電話番号 _____

広島市地域防犯カメラ設置補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて次のとおり協議を申請します。

1 防犯カメラを設置する地区（●区■丁目地区等）

--

2 防犯カメラ設置予定台数 _____ 台

3 関係書類

- (1) 団体調査票（様式第2号）
- (2) 防犯カメラの設置が申請団体の総会等により決定したことを証する書類
- (3) 防犯カメラの設置場所及び撮影範囲を示した図面
- (4) 見積書（様式第3号）
(2者以上から、機器の仕様を同程度として取得した各見積書)
- (5) 団体規約及び役員名簿

4 団体担当者

※申請の内容について問い合わせることがありますので、日中に電話連絡がとれる連絡先を記入してください。

氏名		
電話・FAX	電話：	FAX：
メールアドレス		

訂正等に関する承諾（※承諾する場合はチェックをお願いします）

<input type="checkbox"/> 申請書及び関係書類に関し、申請内容に直接影響のない軽微な誤記や明らかな誤字脱字に対する訂正を市が行うことに承諾します

団体調査票 (表)

1 団体について

団体名		設立時期	年
学区名	小学校区	世帯数	世帯

2 防犯活動の実施状況

項目	活動内容 1	活動内容 2
活動内容 (具体的に記入してください)		
区域		
活動開始時期	年から	年から
頻度 (回数、時間)		
人数 (1回あたり)	人	人
他団体との連携 状況		

※活動内容が3つ以上ある場合は、この様式をコピーして使用してください。

3 防犯カメラを設置する理由 (背景も含め、具体的に記入してください。)

--

《裏面に続く》

団体調査票（裏）

4 設置にかかる警察への相談結果（助言等）

相談結果 (助言等)			
相談日	令和 年 月 日	相談者	警察署生活安全課 様

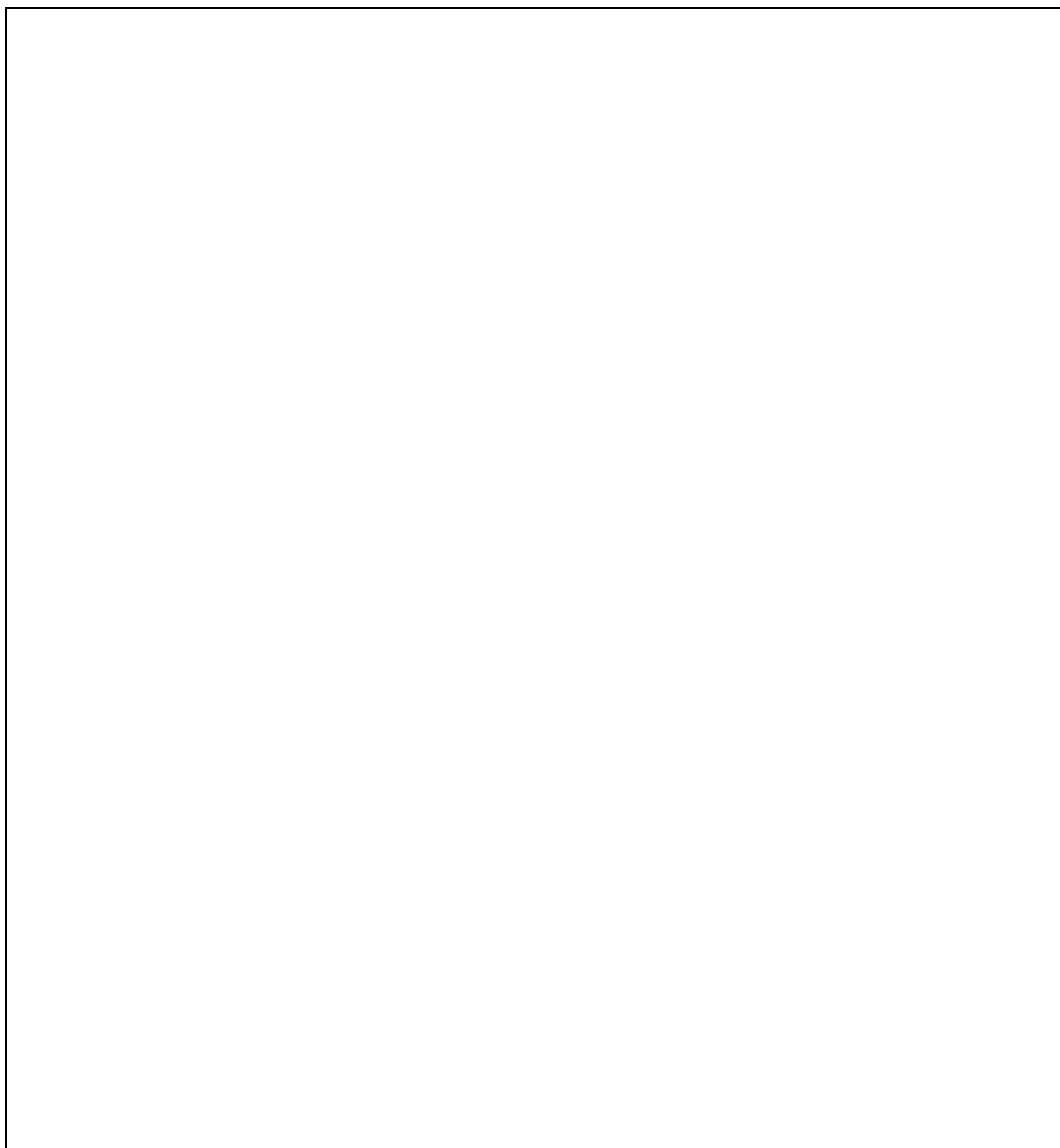
5 防犯カメラ設置に関する団体員の総意（該当するものにチェック☑してください）

<input type="checkbox"/> 本申請は団体の総会等により決定したものである (開催日：令和 年 月 日) ※総会等において、団体員に対し、防犯カメラの設置目的、設置場所、撮影方向等について説明を行い、防犯カメラの設置について、団体員から承認されたことが分かる資料を添付してください。 (議事録の写し等)
<input type="checkbox"/> その他 () ※具体的に記入してください。また、このことが分かる書類を添付してください。

防犯カメラの設置場所及び撮影範囲を示した図面

※設置場所については、団体の中で優先順位を決めたうえで、優先順位の高い場所から記載してください。

優先順位	設置場所
1	
2	
3	
4	
5	



内 訳 書

項目	品名及び品番	数量	単位	単価	金額	備考
優先順位 1 位 (設置場所: ○区○丁目○番○号 ●●へ設置)						
①機器購入費用						
防犯カメラ						
記録媒体						
記録媒体 保管庫						
ケーブル						
取付部材						
自立柱						
自立柱用 部材						
雑材費						
小計						
②設置工事費用						
機器設置工事費						
配線工事費						
高所作業車費						
作業員費						
小計						
③看板設置費用						
看板材料費						
看板設置工事費						
小計						
合計						
消費税						
総合計						

※ 複数台申請する場合は、1台ごと作成してください。

※ 値引がある場合は、値引後の金額を記載してください。

※ 項目は適宜追加してください。

補 足 資 料

(別紙2)

【優先順位 1 位 (設置場所：○区○丁目○番○号 ●●へ設置)】

【品名及び品番： _____】

区分	市の基準	申請機種
有効画素数	200万画素以上	
作動時間等	1日24時間以上夜間撮影対応	
録画可能時間	7日間以上	
記録間隔／1秒	4コマ以上	
記録画像サイズ	1,920×1,080画素以上	
記録媒体	記録、複写が可能であること	

【優先順位 2 位 (設置場所：○区○丁目○番○号 ●●へ設置)】

【品名及び品番： _____】

区分	市の基準	申請機種
有効画素数	200万画素以上	
作動時間等	1日24時間以上夜間撮影対応	
録画可能時間	7日間以上	
記録間隔／1秒	4コマ以上	
記録画像サイズ	1,920×1,080画素以上	
記録媒体	記録、複写が可能であること	

※ 表は適宜追加してください。

(様式第4号)

広市安第 号
令和 年 月 日

広島市地域防犯カメラ設置補助金交付内示書

様

広島市長 松 井 一 實
(市民局市民安全推進課)

令和 年 月 日付けで申請のありました広島市地域防犯カメラ設置補助金事前協議について、下記のとおり内示します。

記

- 1 防犯カメラを設置する地区
- 2 補助内示台数 台
- 3 補助内示額 円

広島市地域防犯カメラ設置補助金交付申請書

令和 年 月 日

広島市長

住所 _____

団体名 _____

代表者（役職・氏名） _____

電話番号 _____

担当者 氏名 _____

電話番号 _____

広島市地域防犯カメラ設置補助金 _____ 円の交付を受けたいので、広島市補助金交付規則を承知のうえ、関係書類を添えて次のとおり申請します。

1 防犯カメラを設置する地区 _____

2 設置予定時期 令和 年 月

3 補助申請台数 _____ 台

4 関係書類

- (1) 防犯カメラの設置場所及び撮影範囲を示した図面
- (2) 設置する防犯カメラのカタログやシステム構成図等の資料
- (3) 設置する場所の所有者等の権利者から、同意又は許可が得られていることを証する書類
- (4) 地域防犯カメラ設置事業収支予算書
- (5) 契約業者からの見積書（様式第 3 号）
- (6) 地域防犯カメラ管理運用規程
- (7) 管理運用責任者及び操作取扱者届出書
- (8) その他市長が必要と認める書類

本事業に係る補助金の交付に当たっては、以下の口座に振り込んでください。
また、この申請書の申請者を債権者とみなすことに同意します。

振 込 先	金融機関名	銀行・金庫・組合・農協			金融機関コード				
	店舗名	店・所			店番				
	預金種別	1 普通	2 当座	口座番号					
	口座名義人 (カナで記載し てください。)								

※振込先の口座名義人は、団体の団体名を記載してください（役職や氏名等は不要です）。
※口座名義等が分かるよう通帳の写しも添付してください。

訂正等に関する承諾（※承諾する場合はチェックをお願いします）

申請書及び関係書類に関し、申請及び振込みの内容に直接影響のない軽微な誤記や明らかな誤字脱字に対する訂正を市が行うことに承諾します

防犯カメラ設置同意願

令和 年 月 日

様

住所 _____

団体名 _____

代表者（役職・氏名） _____

次のとおり、貴殿が所有する土地に防犯カメラを設置することについて同意していただきますようお願いいたします。

設置場所 広島市 _____ 地先
(別添図面のとおり)

同 意 書

上記の件について同意します。

令和 年 月 日

(自 署)

住 所 _____

氏 名 _____

_____地域防犯カメラ設置事業収支予算書

1 収入額 (単位：円)

項目	予算額	備考
自己資金		
補助金		
合計		

2 支出額 (単位：円)

項目	予算額	内訳 (カメラ1台ごと)		
		1台目	2台目	
機器購入費				
設置工事費等				
看板設置費				
合計				

3 機器の機能

区分	市の基準	申請機種
有効画素数	200万画素以上	
作動時間等	1日24時間以上夜間撮影対応	
録画可能時間	7日間以上	
記録間隔 / 1秒	4コマ以上	
記録画像サイズ	1,920×1,080画素以上	
記録媒体	記録、複写が可能であること	

〇〇町内会地域防犯カメラ管理運用規程（案）

（目的）

第1条 ●●地区における不審者や街頭犯罪等の抑止を図ることを目的として設置する〇〇町内会地域防犯カメラ（以下「防犯カメラ」という。）について、目的に則し、プライバシーの保護に配慮した適正な管理及び運用に関する事項を定める。

（設置場所及び撮影範囲）

第2条 防犯カメラは●台設置し、設置場所及び撮影範囲は別図のとおりとする。

（設置者）

第3条 防犯カメラの設置者は、〇〇町内会とする。

（管理及び運用）

第4条 防犯カメラの設置者は、その管理及び運用について、次の各号に掲げる事項を遵守する。

- (1) プライバシーの保護に配慮した管理及び運用を行う。
- (2) 保守点検等により適切な維持管理を行う。
- (3) 管理運用責任者及び操作取扱者を指定する。
- (4) 撮影された画像（以下「画像」という。）及び画像を収録した記録媒体（以下「記録媒体」という。）の適正な管理を行うとともに、外部への漏えい等を防止するための所要の対策を講ずる。
- (5) 設置、管理及び運用において事故があった際は、速やかに対応、処理する。
- (6) 設置場所の所有者等の事情により、移設等の必要が生じた場合は、設置時における所有者等との合意事項に基づき適切に対応する。

（管理運用責任者及び操作取扱者の責務）

第5条 管理運用責任者は、防犯カメラ、画像及び記録媒体の適正な管理及び運用を行わなければならない。

- 2 管理運用責任者は、□□□□とする。
- 3 操作取扱者は、管理運用責任者の指揮監督の下以外で、防犯カメラの操作及び画像の視聴を行うてはならない。
- 4 操作取扱者は、〇〇〇〇とする。
- 5 防犯カメラの操作及び画像の視聴は、管理運用責任者及び操作取扱者（以下「管理運用責任者等」という。）以外の者が行うことはできない。ただし、管理運用責任者の了解を得た場合はこの限りではない。

（画像の取扱い）

第6条 画像及び記録媒体の管理は、次の各号による。

- (1) 画像の保存期間は、▲日間とする。
- (2) 保存期間を経過した画像は、速やかに消去する。
- (3) 画像及び記録媒体の取扱いは、管理運用責任者等以外の者は行わない。

(秘密の保持)

第7条 設置者及び管理運用責任者等(以下「設置者等」という。)は、画像及び画像から知り得た個人に関する情報をむやみに他に漏らし、又は不当な目的のために使用してはならない。このことは設置者等でなくなった後においても同様とする。

(画像提供の制限)

第8条 次の各号のいずれかに該当し、かつ、管理運用責任者が提供の必要性を十分に考慮して適当と認めた場合を除き、第三者への画像提供は行わない。

- (1) 法令に基づく照会があった場合
 - (2) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急の必要がある場合
 - (3) 捜査機関から犯罪捜査利用目的のために、提供を求められた場合
 - (4) 本人の同意がある場合又は本人へ提供する場合
- 2 画像を提供した場合は、次の各号に定める事項を記録保存する。

- (1) 提供日時
- (2) 利用目的
- (3) 提供先
- (4) 提供する画像の内容

(問い合わせ等の対応)

第9条 管理運用責任者は、本人又は住民等から防犯カメラに関する問い合わせや苦情を受けたときは、その内容が設置目的や管理運用規程に照らして適正かどうか判断し、適切かつ迅速に対応する。

(その他)

第10条 この運用規程に記載されていない事項は、「広島市地域防犯カメラ設置補助事業管理運用要領」に基づき取り扱うものとする。

附 則

この規定は、令和●●年●月●日から施行する。

(管理運用責任者及び操作取扱者届出書)

管理運用責任者及び操作取扱者届出書

令和 年 月 日

広島市長

【設置者】

住所 _____

団体名 _____

代表者（役職・氏名） _____

電話番号 _____

管理運用責任者及び操作取扱者を次のとおり定めましたので届け出ます。
防犯カメラ及び画像データの管理運用については、広島市地域防犯カメラ設置補助事業
管理運用要領を遵守いたします。

(管理運用責任者)

住所 _____

氏名 _____

電話番号 _____

(操作取扱者)

住所 _____

氏名 _____

電話番号 _____

(様式第 6 号)

広島市指令市安第 号
令和 年 月 日

様

広島市長 松 井 一 實
(市民局市民安全推進課)

広島市地域防犯カメラ設置補助金交付決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のありました広島市地域防犯カメラ設置補助金を次のとおり交付します。

- 1 交付金額 _____ 円
- 2 交付の条件
 - (1) この補助金は、広島市地域防犯カメラの設置経費のうち以下の経費に充てること。
 - ア 防犯カメラの機器購入費用及び設置工事費用
 - イ 防犯カメラの設置を示す看板設置費用
 - (2) 広島市地域防犯カメラ設置補助事業管理運用要領を遵守すること。
 - (3) 防犯カメラを設置した日から廃止する日までの間は当該防犯カメラを適切に維持管理し、運用すること。
 - (4) 防犯カメラを設置した後に、防犯カメラを廃止又は設置台数等を変更しようとする場合においては、所定の設置変更・廃止申請書（様式第 7 号）を市長に提出し、承認を受けること。
 - (5) 防犯カメラを設置した日から 6 年の間に、防犯カメラを廃止又は設置台数を変更した場合には、交付した補助金の全部又は一部の返還に応ずること。
 - (6) 防犯カメラを廃止又は設置場所を変更する場合は、責任を持って当該設置場所を原状復旧すること。
 - (7) 防犯カメラの設置工事等について、暴力団、暴力団員、広島県公安委員会公表者及び暴力団等密接関係者にその全部又は一部を委任し、又は請け負わせないこと。
 - (8) この補助金による防犯カメラの設置にかかる経費について、その都度収支を明らかにした領収証書等の書類を取りそろえ、また帳票を備えてその予算の出納の一切の事項を明確に記入しておくこと。
 - (9) これらの書類及び帳票は、防犯カメラの設置が完了した日の属する会計年度の終了後、6 年間保存しておくこと。
 - (10) 防犯カメラの設置が完了した日又は支払が完了した日のいずれか遅い日から 10 日以内に所定の実績報告書兼精算書（様式第 8 号）、領収証書その他の収支の事実を証する書類又はその写し、事業収支決算書等を市長に提出すること。
 - (11) 補助金の精算に当たり過金を生じたときは、速やかにこれを返納すること。
 - (12) その他、広島市補助金等交付規則を遵守すること。

広島市地域防犯カメラ設置変更・廃止申請書

令和 年 月 日

広島市長

住所 _____

団体名 _____

代表者（役職・氏名） _____

電話番号 _____

担当者 氏名 _____

電話番号 _____

広島市地域防犯カメラの設置について変更等の承認を受けたいので、次のとおり申請します。

1 防犯カメラを設置している地区 _____

2 変更内容

	現在	変更後
設置台数	台	台

3 変更理由

4 関係書類

- (1) 変更しようとする防犯カメラの位置が分かる図面
- (2) その他市長が必要と認める書類

広島市地域防犯カメラ設置補助金実績報告書兼精算書

令和 年 月 日

広島市長

住所 _____

団体名 _____

代表者（役職・氏名） _____

電話番号 _____

担当者 氏名 _____

電話番号 _____

広島市地域防犯カメラ設置補助事業の実績について、次のとおり報告及び精算します。

1 防犯カメラを設置した地区 _____

2 防犯カメラを設置した日 令和 年 月 日

3 設置台数 _____ 台

4 添付書類

- (1) 設置した防犯カメラにより撮影された画像
- (2) 設置後の現況写真
- (3) 地域防犯カメラ設置事業収支決算書
- (4) 領収証書その他の収支の事実を証する書類又はその写し
- (5) その他市長が必要と認める書類

5 精算内容

受領済額 A	精算額 B	差引返納額 (A-B)
円	円	円

訂正等に関する承諾（※承諾する場合はチェックをお願いします）

- 実績報告書兼精算書及び関係書類に関し、報告内容に直接影響のない軽微な誤記や明らかな誤字脱字に対する訂正を市が行うことに承諾します

(事業収支決算書)

_____地域防犯カメラ設置事業収支決算書

1 収入額

(単位：円)

項目	決算額	備考
自己資金		
補助金		
合計		

2 支出額

(単位：円)

項目	決算額	内訳 (カメラ1台ごと)		
		1台目	2台目	
機器購入費				
設置工事費等				
看板設置費				
合計				

(様式第9号)
広島市指令市安第 号
令和 年 月 日

様

広島市長 松 井 一 實
(市民局市民安全推進課)

広島市地域防犯カメラ設置補助金額確定通知書

令和 年 月 日付け広島市指令市安第 号にて交付決定した広島市地域防犯カメラ設置補助金については、次のとおり補助金額を確定したので通知します。

確定金額 _____ 円

2者以上の見積書を提出できない理由書

令和 年 月 日

広島市長

住所 _____

団体名 _____

代表者（役職・氏名） _____

電話番号 _____

担当者 氏名 _____

電話番号 _____

1 防犯カメラを設置する場所

2 2者以上の見積書を提出できない理由

《確認事項》

以下の内容を必ず確認の上、チェックしてください。チェックできない項目がある場合は、1者のみのお見積書での申請はできません。

- 防犯カメラの設置場所の決定に当たっては、他の場所も検討した上で、この場所が最適と判断し、申請しています。
- 防犯カメラの設置等に係る費用について、適正な価格を調査・研究した上で、申請しています。
- 見積を依頼した業者から防犯カメラの設置に係る費用（初期費用）だけでなく、防犯カメラ設置後の維持管理等にかかる費用（維持費用）についても説明を受け、承知をした上で、申請しています。

広島市地域防犯カメラ設置補助事業管理運用要領

(趣旨)

第1条 この要領は、広島市地域防犯カメラ設置補助事業により設置する地域防犯カメラ（以下「防犯カメラ」という。）のプライバシーの保護に配慮した適正な設置、管理及び運用に関する事項を定める。

(利用)

第2条 防犯カメラの設置者及び管理運用する者は、個人情報保護に関する法令を遵守するとともに、防犯カメラの設置目的以外には防犯カメラを利用してはならない。

(設置及び表示)

第3条 防犯カメラの設置及び表示については、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 撮影対象は、道路等の公共空間とし、特定の個人及び建物等を継続して撮影することがないように配慮すること。
- (2) 設置場所付近の見えやすい場所に、防犯カメラが設置されている旨を表示すること。
- (3) 前号に規定する表示内容は、別表に定める項目とすること。
- (4) 第2号の表示については、防犯カメラの運用期間中に、表示内容が消失することがないように耐用性を有するものとする。

(設置場所の所有者の同意等)

第4条 防犯カメラの設置者は、当該設置場所の所有者（所有者以外に当該設置場所を使用する権利を有する者がいる場合にあつては、当該使用する権利を有する者を含み、設置場所が公園等の公共施設である場合は、当該公共施設の管理者をいう。）の合意又は許可を得なければならない。

2 防犯カメラの設置について、道路交通法等の法令に基づく許可が必要である場合は、当該許可を受けなければならない。

(撮影範囲に含まれる建物等の所有者の同意)

第5条 防犯カメラの設置者は、防犯カメラの撮影範囲に建物等が含まれる場合、当該建物等の所有者から、そのことについて同意を得なければならない。ただし、当該建物等が撮影されないよう画像処理等を行う場合は、この限りでない。

(管理及び運用)

第6条 防犯カメラの設置者は、当該防犯カメラの管理及び運用について、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 個人のプライバシーの保護に配慮した管理及び運用を行うこと。
- (2) 防犯カメラの適切な維持管理を行うこと。
- (3) 防犯カメラの管理運用責任者及び操作取扱者（以下「管理運用責任者等」という。）を指定すること。
- (4) 防犯カメラにより撮影された画像（以下「画像」という。）及び画像を収録した記録媒体（以下「記録媒体」という。）の適正な管理を行うとともに、外部への漏えい等を防止するための所要の対策を講ずること。
- (5) 防犯カメラの設置、管理及び運用に関する問い合わせや苦情（以下「問い合わせ等」という。）、事故があった際は、速やかに対応、処理すること。

- (6) 設置場所の所有者等の事情により、移設等の必要が生じた場合は、設置時における所有者等との合意事項に基づき適切に対応すること。

(管理運用責任者及び操作取扱者の責務)

第7条 管理運用責任者は、防犯カメラ、画像及び記録媒体の適正な管理及び運用を行わなければならない。

- 2 操作取扱者は、管理運用責任者の指揮監督の下以外で防犯カメラの操作及び画像の視聴を行ってはならない。
- 3 防犯カメラの操作及び画像の視聴は、管理運用責任者等以外の者が行うことはできない。ただし、管理運用責任者の了解を得た場合はこの限りではない。

(画像及び記録媒体)

第8条 画像及び記録媒体については、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 画像の保存期間は、7日間以上30日間以内であること。
- (2) 保存期間を経過した画像は、速やかに消去すること。
- (3) 画像及び記録媒体の取扱いは、管理運用責任者等以外の者は行わないこと。
- (4) 記録媒体は、原則として、屋外に設置した保管庫に施錠して保管すること。

(秘密の保持)

第9条 設置者及び管理運用責任者等（以下「設置者等」という。）は、画像及び画像から知り得た個人に関する情報をむやみに他に漏らし、または不当な目的のために使用してはならない。このことは設置者等でなくなった後においても同様とする。

(画像提供の制限)

第10条 第三者への画像提供は禁止する。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合、管理運用責任者は、提供の必要性を十分に考慮したうえで提供することができる。

- (1) 法令に基づく照会があった場合
 - (2) 個人の生命、身体又は財産の保護のため、緊急の必要がある場合
 - (3) 捜査機関から犯罪捜査利用目的のために、提供を求められた場合
 - (4) 本人の同意がある場合又は本人へ提供する場合
- 2 前項ただし書きにおいて画像を提供した場合は、次の各号に定める事項を記録保存しておかなければならない。
- (1) 提供日時
 - (2) 利用目的
 - (3) 提供先
 - (4) 提供する画像の内容

(管理運用規程の作成)

第11条 防犯カメラの設置者は、本要領に基づき、次に掲げる事項を規定した地域防犯カメラ管理運用規程を作成しなければならない。

- (1) 目的
- (2) 設置場所及び撮影範囲
- (3) 設置者

- (4) 管理及び運用
- (5) 管理運用責任者及び操作取扱者の責務
- (6) 画像の取扱い
- (7) 秘密の保持
- (8) 画像提供の制限
- (9) 問い合わせ等の対応

(報告及び是正措置)

第12条 防犯カメラの設置者は、防犯カメラを設置した翌年度から防犯カメラを廃止するまで毎年度、地域防犯カメラ管理運用状況報告書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、防犯カメラの管理及び運用が本要領の規定に違反すると認めるときは、防犯カメラ設置者に対し、是正するために必要な措置を命ずることができるものとする。

(業務の委託)

第13条 防犯カメラの設置者は、防犯カメラの設置や保守点検等の業務を委託する場合、本要領の遵守を委託条件にするなど、適正な設置、管理及び運用を徹底するものとする。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

表示内容	防犯カメラ作動中
	設置者の名称
	広島市地域防犯カメラ設置補助事業

縦向きの場合

縦60cm×横20cm程度を目安



横向きの場合

縦20cm×横60cm程度を目安



防犯カメラによる撮影範囲に含まれることの同意願

令和 年 月 日

様

住所 _____

団体名 _____

代表者（役職・氏名） _____

次のとおり防犯カメラを設置することに伴い、貴殿の建物等の一部が防犯カメラの撮影範囲に含まれることについて同意していただきますようお願いいたします。

建物等を賃借の用に供する場合にあっては、本内容について、貴殿より建物等の賃借人の方々に御説明いただきますよう、併せてお願い申し上げます。

設置場所 広島市 _____ 地先
(別添図面のとおり)

同 意 書

上記の件について同意します。

令和 年 月 日

(自 署)

住 所 _____

氏 名 _____

広島市地域防犯カメラ管理運用状況報告書

令和 年 月 日

広島市長

【設置者】

住所 _____

団体名 _____

代表者（役職・氏名） _____

電話番号 _____

担当者 氏名 _____

電話番号 _____

令和 年度広島市地域防犯カメラ管理運用状況について、以下のとおり報告します。

設置状況	設置年度				
	設置台数	台	※設置年度は該当する年度を記載してください ※設置台数は総台数を記載してください		
	機器の作動状況（故障等）				
	機器の設置状況（固定状況等）				
活用状況 (画像確認及び画像提供等)	問合せのあった回数 (警察等から画像を見せてほしいと依頼のあった回数)	回	実際に画像を提供した回数 (警察等の画像の確認後、警察等の依頼に基づいて画像を提供した回数)	回	
	画像を提供した場合、その活用された内容などを記入してください。 (例：ひったくり事件に基づき、8月1日に中央警察署に画像を提出。)				
管理運用 責任者	責任者の変更 (いずれかに○を) 有・無	住所			
		氏名			
	【変更日】 年 月 日	電話番号			
操作取扱者 (保守業者は除く)	取扱者の変更 (いずれかに○を) 有・無	住所			
		氏名			
	【変更日】 年 月 日	電話番号			